

岐阜県公報

第二千九百六十一号
平成三十年七月六日

(金曜日)

目次

規則

岐阜県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(環境企画課) 四三四ページ

告示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 四三六

道路の区域決定

(道路維持課) 四三七

道路の区域変更

(同) 四三七

道路の供用開始

(同) 四三七

土砂災害特別警戒区域の指定

(砂防課) 四三八

公示

システム運用支援業務委託に関する仕様案に対する意見招請に関する公告

(情報企画課) 四三八

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業・金融課) 四三八

公共測量の実施

(用地課) 四三九

落札者等に関する公示

(郡上土木事務所) 四三九

落札者等に関する公示

(学校安全課) 四三九

平成三十年度岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験、高校卒程度試験及び資格免許試験(司書)並びに市町村立小中学校等事務職員採用短大・高校卒程度の試験の実施

(人事委員会) 四四〇

平成三十年度身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験及び市町村立小中学校等事務職員採用試験の実施

(同) 四四三

雑報

岐阜県市町村職員共済組合決算公告

(市町村課) 四四五

規則

岐阜県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十一号

岐阜県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

別記第六号様式の二欄(四)中「装束銃」を「装束銃、装束銃(銃器を使用した止めざし)」「止むる」同様(裏面)に「捕獲者」及び「捕獲者(銃砲刀剣類所持許可証の写し(麻酔銃の場合)は、人命救助等に従事する者届出済証明書の写し)」を「捕獲者(銃砲刀剣類所持許可証の写し(麻酔銃の場合)は、人命救助等に従事する者届出済証明書の写し)」と改め、
2(2)の欄で「捕獲者」が10人以上であることを確認できない場合は、氏名及び鳥獣捕獲等事業において従事する業務を記載した事業従事者名簿(別記第六号様式)の写しを添付するものとする。

別記第六号様式の七表面を次のように改める。

第 6 号様式の 7 (第 5 条の 2 関係)

(表面)

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

名 称

代表者氏名

記名押印又は署名

鳥獣の捕獲等に係る実績申告書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第1号（施行規則第19条の11第5項において準用する場合を含む。）に規定する

{

 認 定
 変更認定

}

を受けようとする鳥獣捕獲等事業において対象とする鳥獣の捕獲等を実施した実績は、下記のとおりです。

記

鳥獣捕獲等事業を実施した実績

1 鳥獣捕獲等事業の発注者	
2 鳥獣捕獲等事業の受託者の名称	
(申請者が組織的に実施したと認められる理由)	
3 実施期間	
4 実施区域	
5 鳥獣の種類	
6 捕獲等の方法	
7 捕獲従事者の氏名	
8 実施結果	
9 鳥獣捕獲等事業における事故発生の有無	1 有 2 無

銃器類不所持者の十層回表の「銃器」を「装薬銃、装薬銃（銃器を使用した止めし）、空気銃」に改める。

銃器類不所持者の十一層回表の「装薬銃」を「装薬銃、装薬銃（銃器を使用した止めし）」、「空気銃」を「空気銃、空気銃」に改める。また、「必ず」を「必ず」に改める。捕獲従事者の銃砲刀剣類所持許可証の写し（麻酔銃の場合）については、人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを添付すること。」を「 2(2)の欄で事業従事者が10人以上で捕獲従事者ではない事業従事者につ

の写し（麻酔銃の場合）については、人命救助等に従事する者届出済証明書の写し）あることを確認できない場合は、氏名及び鳥獣捕獲等事業において従事する業務を記載している、運転免許証等の本人確認書類の写し

した事業従事者名簿」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年七月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市小坂町無数原字ミト力洞五二五の一、字森ヶ平五三三の二、五三三の三、五三三の四、五三三の五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。字ミト力洞五二五の一、字森ヶ平五三三の二、五三三の三、五三三の四（以上三筆に

いて次の図に示す部分に限る。）、五三三の五
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めなす。

3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年七月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町椋洞字六郎洞一七二九の一四三、一七二九の一五六、一七二九の一五七、字かん田一七三三の八三、字水洞一七三九の五（次の図に示す部分に限る。）、一七三九の六、一七三九の一〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように決定したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年七月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年七月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
岐阜小倉公園自転車道線	美濃市中央五丁目一番地先から同市字下渡六二番二地先まで		三・五〇	四七・〇	

岐阜県告示第百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年七月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年七月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
美濃加線	関市下有知字大洞五七六三番四地先から同市字同 五七六三番一四地先まで	同市同 字同 五七六三番一五地先まで	前 A 後 B	四・〇〇 六・〇〇	二五・〇〇 六〇・〇〇	A及びBに係る図面及び表示の敷地面積を分ける

岐阜県告示第百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年七月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年七月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は決定の年月日）
美濃加線	関市下有知字大洞五七六三番四地先から同市字同 五七六三番一五地先まで	同市同 字同 五七六三番一五地先まで	六〇・〇〇	平成三〇・七・六	平成三〇・七・六

岐阜県告示第百六十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十年七月六日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に使用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
くさ平	下呂市小坂町長瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

システム運用支援業務に関する仕様書案に対する意見招請に関する公告

システム運用支援業務に関する仕様書案の作成が完了したので、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。

平成三十年七月六日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 調達役務の名称及び数量
システム運用支援業務 一式
- 2 意見の提出方法等

(1) 提出期限 平成30年7月26日（木）午後5時（郵送の場合は、必着のこと。）

(2) 提出先 〒500 8570 岐阜市数田南二丁目1番1号

岐阜県総務部情報企画課情報システム係

電話 058 272 1111（内線2278）

(3) 提出方法 仕様書案とともに交付する意見招請説明書による。

3 仕様書案の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間 平成30年7月6日（金）から平成30年7月20日（金）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所 2の(2)に同じ。

4 意見招請に関する事務を担当する部局 2の(2)に同じ。

5 Summary

(1) Subject of the materials to be put forward for comment:

System operational support and administration

(2) Date and time for the distribution of materials for comment:

Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 6 July 2018 through 20

July 2018 (excluding weekends and national holidays)

(3) Deadline for the submission of amendments and additions to the

materials for comment: 5:00 p.m., 26 July 2018

(Amendments and additions submitted by mail must be received by 5:00

p.m., 26 July 2018.)

(4) For further information, please contact:

Information Policy Planning Division

Department of General Affairs

Gifu Prefectural Government

2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570

Tel: 058-272-1111 Ext. 2278

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったのび、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年七月六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び揖斐県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成三十年七月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成三十年六月二十七日

二 届出者の氏名又は名称

芙蓉総合リース株式会社

三 建物の名称及び所在地

ケンキー池田店

揖斐郡池田町本郷字出口五八一番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳

東京都千代田区三崎町三丁目三番二二号

(変更後) 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳

東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二二号

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により池田町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

池田町

二 作業種類

公共測量(道路台帳図作成)

三 作業期間

平成三十年五月十五日から

平成三十一年三月十五日まで

四 作業地域

揖斐郡池田町

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十年七月六日

岐阜県知事 古田 肇

1 購入物品の名称及び数量 除菌ローザ111枚 2台

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成30年5月2日

4 落札者を決定した日 平成30年6月12日

5 落札者の所在地及び名称 岐阜県岐阜市西町4 303 7
コソツカス ターナーサボート株式会社中部カンパニー
建築営業部 岐阜支店 支店長 牧田 浩一

6 落札金額 30,758,400円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県都上土木事務所

(2) 所在地 都上市八幡町初音1727番地2

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第

百二十号) 第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。
平成三十年七月六日

岐阜県知事 古田 肇

1 調達物品の名称及び数量

アルファ化米 456ケース
飲料水 1,291箱
簡易トイレ処理セット 1,001箱
災害備蓄用生理用品 113箱

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成30年4月9日

4 落札者を決定した日 平成30年6月7日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市本郷町4丁目2番地
株式会社三陽商会岐阜営業所

代表取締役 薄口 尊治

6 落札金額 16,065,842円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

(1) 部署の名称 岐阜県教育委員会事務局同学校安全課

(2) 所在地 岐阜市飯田南二丁目1番1号

平成三十年度岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験、高校卒程度試験及び資格免許職試験(司書)並びに市町村立小中学校等事務職員採用短大・高校卒程度試験の実施

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十八条第一項の規定により、平成三十年度岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験、高校卒程度試験及び資格免許職試験(司書)並びに市町村立小中学校等事務職員採用短大・高校卒程度試験を次のとおり実施します。

平成三十年七月六日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県職員として短期大学卒業程度又は高等学校卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする事務的又は技術的な業務に従事する職員、高等学校卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする技術的な業務に従事する職員及び司書に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事する職員並びに市町村立小中学校等事務職員として高等学校卒業程度の知識その他の能力を必要とする事務的業務に従事する職員を採用するためにを行います。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試験名	試験区分	採用予定人員
事務B(東濃地域)	事務B(飛驒地域)	二十五人程度
警察事務	警察事務	十人程度
農	農	若千人
林	林	若千人
農業	農業	若千人
電	電	若千人
建	建	若千人
高校卒程度試験	土木B(東濃地域)	若千人
資格免許職試験	土木B(飛驒地域)	若千人
市町村立小中学校等事務職員採用短大・高校卒程度試験	司書	十人程度

二 受験資格

試験名	試験区分	受験資格
事務B(東濃地域)	事務B(飛驒地域)	

短大・高校卒程度試験	警 察 事 務	平成三十年四月一日における年齢が十七歳以上二十一歳未満の者
	農 業	
短大・高校卒程度試験	林 業	平成三十年四月一日における年齢が十七歳以上二十一歳未満の者
	農 業 土 木	
短大・高校卒程度試験	電 気 築	平成三十年四月一日における年齢が十七歳以上二十一歳未満の者
	建 築	
資格免許職試験	土 木 A	平成三十年四月一日における年齢が十九歳以上二十七歳未満の者で、司書の資格を有するもの又は平成三十一年三月までに司書の資格を取得する見込みのもの
	土 木 B (東濃地域)	
資格免許職試験	土 木 B (飛驒地域)	平成三十年四月一日における年齢が十九歳以上二十七歳未満の者で、司書の資格を有するもの又は平成三十一年三月までに司書の資格を取得する見込みのもの
	土 木 B (飛驒地域)	
市町村立小中学校等事務職員採用	七歳以上二十一歳未満の者	平成三十年四月一日における年齢が十
短大・高校卒程度試験	七歳以上二十一歳未満の者	七歳以上二十一歳未満の者

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本国籍を有しない者（短大・高校卒程度試験（電気）、資格免許職試験及び市町村立小中学校等事務職員採用短大・高校卒程度試験を除く。）
- 2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

試験名		試験区分		出題分野	
林	業	林業	農業	森林経営、森林科学、測量、林産物利用等	農業と環境、作物、野菜、果樹、草花、畜産、農業経営等

三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表

1 第一次試験

(一) 日時及び場所

平成三十年九月二十三日（日）午前八時三十分から岐阜市又は各務原市、多治見市及び高山市において行います。

ただし、資格免許職試験は、岐阜市又は各務原市のみにおいて行います。

(二) 方法

(1) 教養試験

短大・高校卒程度試験、高校卒程度試験及び市町村立小中学校等事務職員採用短大・高校卒程度試験については、公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を高等学校卒業程度で二時間にわたって行います。

資格免許職試験については、公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を短期大学卒業程度で二時間三十分をわたって行います。

(2) 専門試験

短大・高校卒程度試験の農業、林業、農業土木、電気及び建築並びに高校卒程度試験の土木A、土木B（東濃地域）及び土木B（飛驒地域）については、公務員として必要な専門的知識、技術その他の能力について、択一式による筆記試験を高等学校卒業程度で二時間にわたって行います。

資格免許職試験（司書）については、公務員として必要な専門的知識、技術その他の能力について、択一式による筆記試験を短期大学卒業程度で二時間にわたって行います。

試験問題の出題分野は、次のとおりです。

短大・高校 卒程度試験	農	農業土木設計、水循環、測量、農業土木施工、農業に関する基礎（農業と環境、農業情報処理等）等
	業	
電	電	数学・物理・情報技術基礎、電気基礎、電気機器・電力技術・電子計測制御、電子技術・電子回路・通信技術・電子情報技術等
	気	
建	建	数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工等
	築	
高 校 卒 程 度	土	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工等
	木	
資 格 免 許 職 試 験	土	生涯学習概論、図書館概論（図書館制度を含む）、図書館経営論、図書館サービス論、情報サービス論、図書館情報資源論、情報資源組織論、児童サービス論等
	木	

(3) 作文試験

表現力、思考力等について試験を行います。

なお、この試験は、第二次試験として評価します。

(三) 合格者発表

平成三十年十月二日（火）（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。

岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」のアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/jinji/saiyojoho/>

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成三十年十月中旬から同年十月下旬（予定）に岐阜市において行います。

なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

(二) 方法

(1) 口述試験

人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。

(2) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

3 最終合格者発表

第一次試験及び第二次試験並びに受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成三十年十月中旬（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に可否の結果を通知します。

四 合格から採用まで

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登録された上、任命権者からの請求に応じて提示され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、短大・高校卒程度試験、高校卒程度試験及び資格免許職試験にあつては原則として平成三十一年四月一日、市町村立小中学校等事務職員採用短大・高校卒程度試験にあつては原則として平成三十一年三月二十五日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に登録された者が全て採用されるとは限りません。

なお、免許その他必要とされる資格を有する職については、受験資格に定める期日までに当該免許その他必要とされる資格を取得していないと採用されません。

また、「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとりた任命が行われます。

五 給与等

平成三十年度の新規採用者の給料月額額は、短大・高校卒程度、高校卒程度及び市町村立小中学校等事務職員短大・高校卒程度にあつては十五万四千三百円、資格免許職「司書」にあつては十六万八千八百円です。原則として毎年一回定期に昇給します。

また、該当者には、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

六 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、県内の各県事務所等で配布するほか、岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」から入手することもで

きます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「短大・高校卒請求」、「高校卒請求」、「資格免許職請求」又は「小中等事務請求」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

2 受験申込みの方法

申込書に必要事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「短大・高校卒受験」、「資格免許職受験」又は「小中等事務受験」と朱書きし、〒五 八五七 (住所不要) 岐阜県人事委員会事務局宛で、特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に撮影した写真(上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル)を貼り、第一次試験当日必ず持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成三十年七月二十三日(月)から同年八月十四日(火)までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。郵送の場合は、平成三十年八月十四日(火)までの消印があるものに限り受け付けます。

七 試験結果の提供

第一次試験及び第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用係(電話 五八二七二 八七九六)へ問い合わせてください。

平成三十年度身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験及び市町村立小中学校等事務職員採用試験の実施

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十八条第一項の規定により、平成三十年度身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験及び市町村立小中学校等事務職員採用試験を次のとおり実施します。

平成三十年七月六日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県職員として高等学校卒業程度の知識その他の能力を必要とする事務的業務に従事する職員及び市町村立小中学校等事務職員として高等学校卒業程度の知識その他の能力を必要とする事務的業務に従事する職員を採用するために、身体障がい者を対象に行います。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試験名	試験区分	採用予定人員
身体障がい者を対象とした職員採用試験	事務	五人程度
身体障がい者を対象とした市町村立小中学校等事務職員採用試験		若干人

二 受験資格

試験名	受験資格
身体障がい者を対象とした職員採用試験	<p>自力により通勤でき、介護者なしに一般事務職としての職務の遂行が可能な者で、次の全ての要件を満たすもの</p> <p>一 平成三十年四月一日における年齢が十七歳以上二十一歳未満の者</p> <p>二 身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>三 県内に居住している者(通学等のため一時的に県外に居住している者を含む。)</p>
身体障がい者を対象とした市町村立小中学校等事務職員採用試験	<p>自力により通勤でき、介護者なしに一般事務職としての職務の遂行が可能な者で、次の全ての要件を満たすもの</p> <p>一 平成三十年四月一日における年齢が十七歳以上二十七歳未満の者</p> <p>二 身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>三 県内に居住している者(通学等のため一時的に県外に居住している者を含む。)</p>

四 活字印刷文による出題に対応できる者
 五 口頭による面接試験に対応できる者

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本国籍を有しない者（市町村立小中学校等事務職員採用試験を除く。）
 - 2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- 三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表

1 第一次試験

(一) 日時及び場所

平成三十年十月二十一日（日）午前八時三十分から岐阜市において行います。

(二) 方法

(1) 教養試験

公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を高等学校卒業程度で二時間にわたって行います。

(2) 作文試験

表現力、思考力等について試験を行います。

なお、この試験は、第二次試験として評価します。

(三) 合格者発表

平成三十年十月二十九日（月）（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。

岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」のアドレス

http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/jinji/saiyo_joho/

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成三十年十一月中旬（予定）

なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

(二) 方法

(1) 口述試験

人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。

(2) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

(3) 身体精密検査

第一次試験合格者に所定の身体検査書を配布し、身体の健康状態について医療機関による検査を行います。第二次試験当日に、身体検査書の提出を求めます。

3 最終合格者発表

第一次試験及び第二次試験並びに受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成三十年十一月下旬（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に可否の結果を通知します。

四 合格から採用まで

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載された上、任命権者からの請求に応じて提示され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、岐阜県職員採用試験にあっては原則として平成三十一年四月一日、市町村立小中学校等事務職員採用試験にあっては原則として平成三十一年三月二十五日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

また、「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとりた任命が行われます。

五 給与等

平成三十年度の新規採用者の給料月額額は、十五万四千三百円で、原則として毎年一回定期に昇給します。

また、該当者には、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

六 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、県内の各県事務所等で配布するほか、岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」から入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「県職員・小中等事務請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

2 受験申込みの方法

申込書に必要事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「県職員・小中等事務受験」と朱書きし、〒五八五七（住所不要）岐阜県人事委員会事務局宛てで、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル）を貼り、第一次試験当日必ず持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成三十年七月二十三日（月）から同年八月十四日（火）までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。郵送の場合は、平成三十年八月十四日（火）までの消印があるものに限り受け付けます。

七 試験結果の提供

第一次試験及び第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用係（電話 五八二七二 八七九六）へ問い合わせてください。

雑 報

岐阜県市町村職員共済組合決算公告

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十二条第三項の規定により、平成二十九年年度決算の要旨を公告する。

平成三十年七月六日

岐阜県市町村職員共済組合

理事長 水 野 光 二

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	厚生年金保険	退職等年金	経 過 的 長 期	経過の長期預託金管理
取					
負担金	7,070,635	18,470,989	960,297	110,949	
掛金・組合員保険料	7,144,412	11,405,986	960,267		
施設収入・商品売上					
組合員貸付金利息					
連合会交付金					
育児・介護休業手当金交付金	642,479				
利息及び配当金	540				42,246
償還差益					
その他収入	183,838				
他経理から繰入金					
前年度繰越支払準備金	956,495				
計	15,998,399	29,876,975	1,920,564	110,949	42,246
入					
支					
給付金	6,227,089				
役職員給与					
旅費・事務費					
厚生費					
商品仕入					
飲食材料費					
委託費					
支払利息					42,246
負担金・掛金・組合員保険料払込金		29,876,975	1,920,564	110,949	
事務費負担金払込金					
特定健康診査等費					
前期高齢者納付金	4,125,809				
後期高齢者支援金	2,670,888				
老人保健拠出金	38				
退職者給付拠出金	153,247				
介護納付金	1,221,864				
連合会払込金	171,884				
連合会拠出金	592,812				
その他支出	9,152				
他経理へ繰入金	47,965				
次年度繰越支払準備金	930,768				
計	16,151,516	29,876,975	1,920,564	110,949	42,246
出					
差引当期利益金又は当期損失金	△ 153,117				0

貸借対照表の要旨

資	流動資産	2,233,342	1,767,047	121,398	933	34,789
産	固定資産					1,928,910
	資産合計	2,233,342	1,767,047	121,398	933	1,963,699
負	流動負債	15,806	1,767,047	121,398	933	
	固定負債	930,768				1,963,699
	負債合計	946,574	1,767,047	121,398	933	1,963,699
純	資本剰余金					
資	利益剰余金	1,286,768				
産	純資産合計	1,286,768				0
	負債・純資産合計	2,233,342	1,767,047	121,398	933	1,963,699

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経	理	区	分	業	務	保	健	宿	泊	貯	金	貸	付
取	負担金				258,830		200,663						
	掛金						197,151						
	施設収入・商品売上								144,423				
	組合員貸付金利息												74,000
	連合会交付金				128,143		135						351
	育児・介護休業手当金交付金												
	利息及び配当金				3,616		111		1,338		927,121		
	償還差益										3,070		
	その他収入				7		12,095		9,875				
	他経理から繰入金				47,965				15,000				
	前年度繰越支準備金												
入	計				438,561		410,155		170,636		930,191		74,351
支	給付金												
	役員員給与				149,099		5,592		32,587		13,667		18,098
	旅費・事務費				24,786		1,430		1,095		2,455		2,975
	厚生費				194		369,005		34		13		13
	商品仕入								10,564				
	飲食材料費								24,492				
	委託費				7,685		604				72		36
	支払利息										681,799		42,245
	負担金・掛金・組合員保険料払込金												
	事務費負担金払込金				115,085								
	特定健康診査等費						31,960						
	前期高齢者納付金												
	後期高齢者支援金												
	老人保健拠出金												
	退職者給付拠出金												
	介護納付金												
	連合会払込金												3,383
	連合会拠出金												
	その他支出				99,577		21,426		98,833		7,264		9,368
	他経理へ繰入金						15,000						
	次年度繰越支準備金												
出	計				396,426		445,017		167,605		705,270		76,118
	差引当期利益金又は当期損失金				42,135		△ 34,862		3,031		224,921		△ 1,767

貸借対照表の要旨

資	流動資産	554,393	281,199	176,862	2,206,257	216,275
	固定資産	13		220,858	69,326,949	2,980,145
産	資産合計	554,406	281,199	397,720	71,533,206	3,196,420
負	流動負債	4,986	25,431	8,943	67,719,041	1,029
	固定負債	184,752	6,454	6,909	15,949	2,021,882
債	負債合計	189,738	31,885	15,852	67,734,990	2,022,911
純	資本剰余金			342,984		
資	利益剰余金	364,668	249,314	38,884	3,798,216	1,173,509
産	純資産合計	364,668	249,314	381,868	3,798,216	1,173,509
	負債・純資産合計	554,406	281,199	397,720	71,533,206	3,196,420

平成三十年七月六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社